

社会福祉法人神川町社会福祉協議会 職員制服等の貸与等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人神川町社会福祉協議会に勤務する職員（以下「職員」という。）に対する制服等の貸与等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(職員の範囲)

第2条 この規程で職員とは、正規職員、非常勤職員及び非常勤ホームヘルパー並びに会長及び常務理事をいう。

(貸与品目及び貸与期間)

第3条 職員に貸与する制服等（以下「貸与品」という。）の品目及び貸与期間は、別表のとおりとする。

2 貸与品の貸与期間は、月をもって計算し、1箇月未満は1箇月とする。

(貸与期間等の特例)

第4条 事務局長は、貸与品の支給に際し、必要と認めるときは、前条第1項の規定にかかわらず、業務に応じ数量を増減し、又は貸与期間を伸縮することができる。

(補助制度)

第5条 事務用又は作業用被服を自ら購入した職員に対し、当該購入被服が業務推進上特に必要と認められるもので、事務又は作業に適した被服と認められるときは、購入費用の一部を職員に補助することができる。

2 前項の規定により補助を受ける場合は、購入理由を明らかにし、購入した被服及び購入金額を証する書類を事務局長に提出するものとする。

3 事務局長が適当と認めたときは、予算の範囲内において補助額を決定し職員に交付するものとする。

(着用等の義務)

第6条 職員は、一部の貸与品を除き、原則として業務時間中常に貸与品を着用し、適切な注意をもって使用又は保管し、き損、亡失等が生じた場合は速やかに事務局長に届け出なければならない。

2 事務局長の許可なく貸与品を他人に譲り渡し、又は貸与することはできない。

(貸与品の返納等)

第7条 職員は、休職、免職したとき及び貸与期間内に著しく着用が不適となった場合は、直ちに貸与品を事務局長へ返納しなければならない。

2 貸与期間内に返納された貸与品で、なお使用に堪える見込みのあるものは、適宜期間を付して貸与することができる。

(弁償)

第8条 職員は、自己の故意、過失又は怠慢によって生じた貸与品のき損・亡失又は着用不能の損傷に対しては、相当代価を弁償しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、き損又は亡失の理由が公務その他やむを得ないと事務局長が認めるときは、弁償の責めを免除することができる。

(適用外)

第9条 前2条の規定は、第5条の規定により補助を受けた被服については適用しないものとする。

(再貸与)

第10条 貸与品を第8条の規定により使用に耐えられない程度にき損し、又は亡失したときは、予算の範囲内において更に貸与することができるものとする。

(貸与品の譲渡)

第11条 貸与品の貸与期間が満了したとき及び退職（死亡退職を含む。）したときは、その貸与品を職員に無償譲渡する。

(貸与品の管理)

第12条 事務局長は、貸与品の貸与状況を常に明らかにしておかなければならない。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この規程は、平成27年6月22日から施行する。

別表（第3条関係）

適用範囲	貸与品	数量	貸与期間	摘要
職員	名札	1	—	1 形状、品質については予算の範囲
	事務用（夏衣）	1	3年	内でその都度定める。
	事務用（冬衣）	1	3年	2 貸与品のうち作業用については、
	作業用（夏衣）	1	1年	業務の状況により、ゴム長靴等を貸
	作業用（冬衣）	1	1年	与することができる。 3 上記貸与品の規定にかかわらずそ の実状により防寒服を貸与すること ができる。